

無料です!!

## 国民健康保険「特定健診」(個別) 後期高齢者医療「しなやか健診」を受診しましょう

● 住民課国民健康保険係・高齢者医療年金係 ☎64-7702 ●

健診は病気の早期発見・早期治療を目的にした健康診断です。

4月中旬にそれぞれの健診の受診票を送付しました。対象者や実施期間は下記のとおりです。実施医療機関などの詳細につきましては、受診票と同封物をご覧ください。

健診名	対象者	実施期間・実施医療機関
特定健診	国民健康保険加入者で66歳～74歳の人 (平成31年3月末日年齢)	5月～11月 町内・伊勢崎市内の特定健診、 しなやか健診実施医療機関
しなやか健診	後期高齢者医療制度加入者	

## 福祉医療制度をご存知ですか?

● 住民課国民健康保険係 ☎64-7702 ●

医療機関で保険証を使って受診したときに支払う医療費の一部負担金(保険診療分)や入院時食事療養費標準負担額を助成する制度で、みなさんの税金でまかなわれています。福祉医療を受給できる人は次のとおりです。受給するには申請が必要で、申請後に福祉医療費受給資格者証が交付されます。保険証、印鑑のほかに必要な書類などがありますので、詳しくはお問い合わせください。

- 対象者 **子ども**……………中学校卒業(15歳に達する日以後の最初の3月31日)まで  
**一定の障害がある人**……………身体障害者手帳1級または2級、療育手帳の判定がA、障害年金1級、特別児童扶養手当1級  
**母子、父子家庭など**……………18歳未満の児童(18歳に達する日以後最初の3月31日までの児童)を現に扶養している母子・父子家庭の父母とその児童、および18歳未満の父母のいない児童

※福祉医療受給者で、自立支援医療や特定医療(指定難病)、特定疾患医療など、他にも利用できる公費負担医療制度の要件をみたら、その制度もあわせてご利用ください。

福祉医療制度を安定して運営し、将来にわたりこの制度を維持していくためにも、他の医療費助成制度の併用にご理解とご協力をお願いいたします。

### ● 限度額適用認定証の申請をしましょう

福祉医療受給者が入院や投薬等で高額な医療費になる治療を受ける場合は、事前にご加入の健康保険者から『限度額適用認定証』の交付を受け、福祉医療受給資格者証とともに医療機関に提示してください。

『限度額適用認定証』を提示しない場合、医療機関窓口で立替額が発生する場合があります。

### ● 福祉医療費受給資格者証の更新があります

【母子・父子家庭など】

母子・父子家庭などで福祉医療受給資格者証(ピンクのカード)をお持ちの人は、手続きをお願いします。

日時(予定) 7月18日(水)～31日(火) 手続き場所 住民課国民健康保険係(役場1階②番窓口)

必要なもの 該当者全員の保険証、福祉医療費受給資格者証、印鑑 など

※更新手続きに該当する人には、7月上旬に通知を送ります。詳しくはお問い合わせください。

【一定の障害があり、受給資格者番号が「0」から始まる人】

一定の障害があり、受給資格者番号が「0」から始まる福祉医療受給資格者証(ピンクのカード)をお持ちの人の、8月1日(水)から有効の受給資格者証は、7月下旬ごろに郵送する予定です。

## 8月1日(水)から後期高齢者医療被保険者証が新しくなります

● 住民課高齢者医療年金係 ☎64-7702 ●

### 新しい被保険者証は7月下旬までに普通郵便でお手元に

現在お使いの被保険者証の有効期限は平成30年7月31日(火)です。新しい被保険者証は、7月下旬までに、個人ごとに普通郵便で郵送します。普通郵便で郵送しますが、簡易書留での郵送をご希望の人や役場窓口での受け取りを希望する人は、7月11日(水)までに高齢者医療年金係(☎64-7702)までご連絡をお願いします。

被保険者証が届いたら、名前や住所などを確認してください。間違いがあるときは、新しい被保険者証と印鑑をお持ちの上、住民課(役場1階②番窓口)までお越しください。

現在お使いの被保険者証は、8月1日(水)からは使用できません。住民課へ返却するか、責任を持って処分してください。

### 限度額適用認定証をご利用ください

現役並み所得Ⅱ、Ⅰの人は、「限度額適用認定証」を保険医療機関で提示すると、ひと月の同一保険医療機関等での支払いが高額になる場合、該当する所得区分の自己負担限度額までの支払いに抑えられます(注)。支払いが高額になる可能性のある人は、申請手続きをしてください。

低所得者Ⅱ、Ⅰの人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」を保険医療機関で提示すると、ひと月の同一保険医療機関等での支払いが高額になる場合、該当する所得区分の自己負担限度額までの支払いに抑えられ(注)、入院したときの食事代も減額されます。支払いが高額になる可能性のある人や、入院される人は、申請手続きをしてください。現役並み所得者や低所得者Ⅱ、Ⅰの区分基準の所得に関しては、新しい被保険者証と同封の「後期高齢者医療制度のてびき」をご覧ください。

なお、低所得者Ⅱ、Ⅰの人で、次の条件の全てに該当する人は、申請手続きを省略し平成30年8月1日より使用できる限度額適用・標準負担額減額認定証を新しい被保険者証に同封します。

- ①前年度に限度額適用・標準負担額減額認定証の交付を受け現在も該当している人
- ②平成30年度も引き続き住民税非課税世帯である人

(注) 限度額適用認定証を提示せず、該当する自己負担限度額を上回る支払いをした場合は後日払い戻されます。

※新規に限度額適用認定証の交付を受ける場合の申請は、随時受け付けています。有効になるのは、申請月の1日からです。限度額適用認定証が発行される対象者かどうかかわからないときはお問い合わせください。

### 後期高齢者医療保険料のお知らせ

#### ● 平成30年度後期高齢者医療保険料額決定通知書を送付します。

7月中旬に、後期高齢者医療制度に加入している皆さんに今年度の保険料額決定通知書を送付します。通知は個人ごとに送付されますので、お手元に届きましたらよく確認していただき、納付書で納付する人は保険料の納め忘れがないようにしてください。

#### ● 後期高齢者医療保険料を年金から差し引かれている人でも口座振替に変更できます。

現在、保険料を年金からの差し引きで支払っている人も、申請により口座振替に変更することができます。口座振替で支払った保険料は、確定申告の際、支払った人の保険料控除に適用されます。それにより、世帯の所得税や住民税の負担が軽くなる場合があります。

※口座振替への変更には申請が必要ですので、詳しくはお問い合わせください。